

ハワイ大学ウィリアム・S・リチャードソンロースクール

教授 マーク・A・レヴィン



略歴

- ・1980年、ミシガン大学を優秀な成績で卒業(BBA,経営学士)。
- ・1983年、イェール大学ロースクールを卒業(JD,法務博士)。卒業後、東京の榊田江尻法律事務所(当時)の国際部門で勤務、日本法に興味を持つ。
- ・1984年から2年間、シアトルの連邦地方裁判所 John C. Coughenour 判事のもとで助手を務める。その後5年間、シアトルにて企業法務弁護士として勤務。多くの日本企業をクライアントとする業務を行う。
- ・1990年、ワシントン大学ロースクールを卒業(LLM - 法学修士)。アジア法プログラムで日本法を専攻。
- ・1992年、ブレイクモア財団(Blakemore Foundation Grant for Advanced Asian Language Study)初の助成金給付対象者の一人として、アメリカ・カナダ大学連合日本研究センター(横浜)で1年間学ぶ。
- ・1993年、ジャパンファウンデーション(国際交流基金)の日本研究フェロシッププログラム生として、東京大学法学部で研究を行う。
- ・1994年、北海道大学法学部で日本人以外で最初の教授会員として、アメリカ法についての様々な授業や、大学院生への助言を行う。
- ・2016年10月よりロースクール、Pacific-Asian Legal Studiesの初代Directorを務める。

研究

- ・日米両国の著名な法律雑誌において、日本における喫煙・タバコ規制、法教育、人種や少数民族に関する法整備状況など、様々なテーマについて学術論文を執筆している(後述)ほか、日本法制史、裁判員制度、日本による戦時中のアジア太平洋地域における慰安婦・強制労働問題に関する2007年の最高裁判決についても記事を執筆。近年は、日本における司法行政及び公正手続について、複数年にわたり研究。
- ・アメリカにおける日本研究で最も影響力のある雑誌である *The Journal of Japanese Studies* の編集顧問委員を務めたほか、ハワイ州最高裁において、法廷通訳者選定委員、公平性・裁判手続利用についての委員会の常任委員を務めた。また、2007年から2009年まで、ハワイ州タバコ規制・喫煙予防信託基金の顧問委員を務めたほか、ハワイ大学マノア校において、教授会代表委員、日本研究センター理事を歴任。現在はハワイ州弁護士協会の国際法セクションの役員を務める。
- ・2020年現在日本の法学界における女性研究者をとりまく状況について研究を行っている。日本の法学研究者の女性の数がまだ少ないことに着目し、1944年に初めて女子学生が法学博士号を取得して以来の歴史を紐解き、パイオニア達の苦労とその輝かしい実績等について、この夏執筆を開始する予定である。